

自動車運送事業の働き方改革に関する関係府  
省連絡会議及び建設業の働き方改革に関する  
関係府省連絡会議の設置について

## 自動車運送事業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議の開催について

平成 29 年 6 月 29 日

関係省庁申合せ

1. 自動車運送事業について、省庁横断的な検討を行い、長時間労働を是正するための環境を整備することを目的とした関連制度の見直しや支援措置に関する行動計画の策定及び実施を総合的かつ計画的に推進するため、自動車運送事業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。

2. 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加し、または関係者に出席を求めることができる。

議 長	内閣官房副長官（参）
議長代理	国土交通副大臣
副 議 長	内閣官房副長官補（内政）
構 成 員	内閣府政策統括官（経済財政運営担当）
	警察庁交通局長
	財務省大臣官房総括審議官
	厚生労働省労働基準局長
	農林水産省食料産業局長
	経済産業省大臣官房商務流通保安審議官
	国土交通省自動車局長
	環境省地球環境局長

3. 連絡会議の庶務は、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、内閣官房において処理する。

4. 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

# 「自動車運送事業の働き方改革行動計画」の策定の進め方について

平成29年6月29日  
第1回「自動車運送事業の  
働き方改革に関する関係  
省庁連絡会議」配付資料  
より抜粋

- 「働き方改革実行計画」(平成29年3月働き方改革実現会議決定)に基づき、自動車運送事業(トラック、バス、タクシー事業)について、関係省庁横断的な検討を行い、**長時間労働を是正するための環境を整備するための関連制度の見直しや支援措置に関する行動計画を策定・実施**する。
- このため、**本年8月頃**に、平成29・30年度に取り組む施策などを盛り込んだ**「当面の対応方針」を取りまとめる**とともに、さらに検討を進め、できるだけ速やかに政府としての**行動計画を策定・公表**することとする。

- ・ 以下のような視点から関連制度の見直しや支援措置について検討を行い、行動計画に盛り込む。
- ・ その際には、関係者から頂いた要望を参考にするとともに、それ以外の取組を含め、計画に盛り込む施策について、各府省において積極的に検討を行うものとする。

## <検討の視点>

1. 生産性の向上
2. 多様な人材の確保・育成
3. その他長時間労働を是正するための環境の整備

## I 生産性の向上

### 1. 運行の効率化・省労働力化

- ドライバー1人当たり輸送量の拡大(共同輸配送の促進等)
- 旅客・貨物の「かけもち」の可能化(客貨混載・併用)
- 運行管理の効率化
- 自動運転の早期実現

### 2. 手荷役の削減

- 手荷役から機械荷役への転換

### 3. 荷待ち時間の削減

- トラック予約・受付システムの導入支援

### 4. 宅配便の再配達削減

- 消費者の意識啓発
- 宅配ボックスの導入支援

### 5. 駐車場所から集配先までの移動時間の削減

- 荷積み・荷下ろしの駐車場所の確保と駐車規制の見直し 等

## II 多様な人材の確保・育成

### 1. 女性、若者等の自動車運転者への就業促進

- 第二種運転免許の受験資格要件の見直し
- 労働時間縮減や運転免許取得等への支援
- 女性・若者が働きやすい労働環境整備への支援

### 2. 勤務形態の改善

- 中継輸送の普及・拡大に向けた支援 等

## III その他長時間労働を是正するための環境の整備

- 適正な運賃・料金收受を含めた取引環境の適正化 等

## 建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議の開催について

平成 29 年 6 月 29 日

関係省庁申合せ

1. 建設業について、時間外労働規制の適用に向けて、発注者を含めた関係者による協議の下、適正な工期設定や適切な賃金水準の確保、週休 2 日の推進などによる休日確保等に関する取組を推進するため、建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。

2. 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加し、または関係者に出席を求めることができる。

議長	内閣官房副長官（参）
議長代理	国土交通副大臣
副議長	内閣官房副長官補（内政）
構成員	内閣府政策統括官（経済財政運営担当）
	公正取引委員会事務総局経済取引局取引部長
	総務省自治行政局長
	財務省主計局次長
	文部科学省大臣官房文教施設企画部長
	厚生労働省大臣官房総括審議官
	厚生労働省労働基準局長
	農林水産省大臣官房総括審議官
	経済産業省大臣官房技術総括審議官
	国土交通省大臣官房長
	国土交通省大臣官房技術審議官
	国土交通省大臣官房官庁営繕部長
	国土交通省土地・建設産業局長
	防衛省大臣官房施設監

3. 連絡会議の庶務は、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、内閣官房において処理する。

4. 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

# 今後の取組の方向性

## 1. 適正な工期設定・施工時期の平準化

○時間外労働の上限規制に対応できるよう週休2日を前提とした適正な工期設定による工事の発注や施工時期の平準化を推進

- 国の発注工事では、時間外労働の上限規制に対応できるよう週休2日工事を推進。併せて、適正な工期を確保するためのゼロ国債・2カ年国債の活用等による施工時期の平準化を推進
- 地方公共団体及び独法においても、直轄工事に準じた取組を推進
- 民間発注団体においても、適正な工期設定や施工時期の平準化を推進

## 2. 社会保険の法定福利費や安全衛生経費の確保

○適正な工期設定に伴うコスト増加のしわ寄せが必要経費の削減に繋がらないよう、社会保険の法定福利費や安全衛生経費を含んだ適正な請負代金による契約を徹底

- 国の発注工事において、率先して徹底
- 地方公共団体及び独法においても、適正な請負代金による契約を徹底
- 民間発注団体においても、適正な請負代金による契約を徹底

## 3. 生産性向上

○工事現場における生産性向上を図る観点から、ICTの積極的な活用や書類の簡素化を推進

- 国土交通省におけるi-Constructionの取組を参考に、他省庁においても、ICTを活用した発注工事についてモデル的に実施。併せて、書類の簡素化を推進
- 地方公共団体及び独法においても、直轄工事に準じた取組を推進
- 民間発注団体においても、建設企業による生産性向上の取組への理解・支援を推進

## 4. ガイドラインの策定・周知

- 1. ～ 3. の内容を盛り込んだ「適正な工期設定等のためのガイドライン」を策定
  - 国の発注工事では、当該ガイドラインに沿った工事の実施を徹底
  - 地方公共団体及び独法に対しても、当該ガイドラインの遵守と取組の強化を要請
  - 民間発注団体に対しても、ガイドラインを周知し、ガイドラインに基づく工事の実施を要請

## 5. 不適正な工期への対応の強化

- 受注者による工期ダンピングや発注者による短工期の強要を防ぐための取組について検討

## 6. フォローアップ

- 発注省庁、地方公共団体、独法及び民間発注団体等並びに建設業団体の取組状況について、毎年度フォローアップを実施